

2021年（令和3年）9月10日

保護者 様

福山市保健福祉局ネウボラ推進部長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止への協力依頼について（依頼）

平素より本市の保育行政に対し、御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

政府が広島県に発令していた緊急事態宣言を9月30日まで延長したことを受け、本市では、これまでの対応を継続し、感染拡大防止に取り組むこととしています。

これに伴い、保育所等についても、これまでの対応を9月30日（木）まで延長することとしました。

については、御家庭で安全に過ごすことが可能な場合は、引き続き登園を控えていただくようお願いします。

なお、この依頼は、保育所等の利用を制限するものではありません。御家庭での保育が困難な場合は、通常どおり保育所等を御利用ください。

1 保育料等について

対象期間における保育料については、保育所等を通じて確認した欠席日数に応じて保育料を減免します。

減免後の保育料は、10月中旬以降に保育所等を通じてお知らせします。

2 保育の安心安全を確保するため、次の点について御留意くださるようお願いいたします。

- ・お子さまや御家族の健康管理に努めていただくとともに、日々の生活において感染を防止するための行動をお願いします。
- ・お子さまや同居する親族等がPCR検査を受検することとなった場合は、速やかに保育所等に連絡するとともに、検査結果が判明するまでは登園を控えていただくようお願いします。
- ・感染者が発生し、臨時休園している場合は、休園期間中に他の保育所等の利用（休日保育を含む。）は控えていただきますようお願いいたします。